

[事案 26-161] 転換契約無効請求

・平成 27 年 5 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人の同意なく契約転換がなされたことを理由として、転換契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、転換の意思はなかったもので、転換契約を無効にしてほしい。

- (1)平成 10 年 2 月に契約した定期付終身保険が平成 17 年 8 月に医療終身保険に転換されていたが、転換時に自分は募集人と会っておらず、面接士にも会った記憶はない。
- (2)申込書や告知書の自分の署名は自分の筆跡ではなく、母親の筆跡だと思うが、本件転換について自分は母親から聞いておらず、同意もしていない。

<保険会社の主張>

申込書は申立人が作成したものと考えられ、転換に際し、申立人は面接士に対して告知しており、保険料も申立人名義の銀行口座から支払われているなどの事情により、本件転換は申立人自身が行ったことは明らかであるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。
- (2) 本件は、第三者が無断で本件転換を行ったか否か、第三者が行ったとするとその者に転換を行う権限があったか否かが主な争点となることから、第三者の関与が推認される本事案について裁定手続により審議することの適否を検討するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申込書および告知書の筆跡について本人のものではないとは認められないためその判断は筆跡鑑定によらざるを得ない。
- (2) また、本件審理にあたり事情聴取が不可欠であると判断され、かつ裁定の結果に重大な利害関係を有している申立人の母親が、健康上の理由から事情聴取に応じられないとのことである。
- (3) よって、鑑定手続を含む証拠調手続を備えている裁判手続によることが相当である。